

御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する
条例の一部を改正する条例

御杖村国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和
41 年御杖村条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「国民健康保険特別会計において財源の不足を生じたときの財源を
積み立て、財政の年間調整を行うため」を「国民健康保険財政の健全な運営に
役立てるため」に改める。

第 2 条を次のように改める。

基金の積立ては、御杖村国民健康保険事業特別会計(以下「特別会計」と
いう。)において決算上生じた剰余金のうちから、村長が定める額とする。

第 4 条中「国民健康保険会計」を「特別会計」に改める。

第 6 条を次のように改める。

基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分す
ることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。